

## 生垣助成制度 生駒市案

		生駒市(案)	運用上の注意点
生垣の定義		樹高のほぼ均一的な樹木を列植したもの	四つ目垣を組んだものだけでなく、コニファー類の列植についても、将来緑の壁が出来るのであれば補助の対象とする
補助対象者		住宅地又は事務所・事業所等の土地を所有し、又は使用する個人及び団体等。但し、宅地建物の分譲等を業とする個人又は法人は対象外とする	戸建て住宅(個人申請)、集合住宅(組合申請)、事業所(事業者申請)
補助対象地域		市内の市街化区域のみを対象とする	当面は、本市に緑被率の低い市街化区域のみを対象とする。将来ニーズを勘案した上で市街化調整区域を対象とするか検討していく。
接道要件		建築基準法上の道路に面する生垣。但し、同法第42条第2項に規定する道路にあたっては、同項に規定された道路のみならず境界線以上後退した生垣のみ助成の対象とする。	建築基準法上の道路と道路法上の道路 建築基準法上の道路は、基本的には幅員4m以上、いわゆる2項道路は、幅員1.8m以上
生垣の要件	①設置条件	①新たな生垣	
	②高さ	1.0m以上	植えた時点の仕上げ高さ(外部から見える高さ)
	③延長	3m以上	道路に面している部分3m以上 道路に平行しているものを対象とし、道路からの離隔距離が概ね2.5m未満のもの
	④m当り本数	2本以上	
	⑤その他	植栽する地盤の高さが道路盤より3.0m以上離れていないこと。 1箇所につき1回限り	前面が透かして見えるフェンスはOK。前面にブロックがあり生垣の先しか見えないようなものは、補助対象外
補助額	生垣の設置	植栽施工費の2分の1を補助する。但し1m当り5,000円を上限とする。	植栽に係る経費のみ対象 (樹木費、用土、肥料、生垣などで、設置のためのブロックや石積みの設置は対象としない。)
	既存ブロック等の撤去	撤去施工費の2分の1を補助する。但し1m当り2,500円を上限とする。	
最大補助額		最大補助金の上限を80,000円とする。	生垣の設置、ブロック等の撤去に対する補助金の合計額を80,000円以下とする。
	その他		申請順として予算の範囲内で補助する。 自作の生垣は、設置撤去手間は対象としない。あくまでも見積・領収書のあるもののみ対象。
保存要件		5年間保存義務。義務が不履行な場合は補助金の返還あり	